

(案)

富士スバルラインにおける苔桃洞門（仮称）の整備に係る遺産影響評価書

2024年 月
山梨県

目次

1	要約	1
2	世界遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」の概要	1
3	富士スバルライン、苔桃洞門（仮称）の在り方の整理	11
4	資産への影響と緩和策	19
5	合意形成の過程	21
6	結 論	21

(参考資料1) 世界遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル（別紙2）「顕著な普遍的価値（OUV）の属性ごとの構成資産・構成要素の区分及び要素の特定」

(参考資料2) 同（別紙4）「顕著な普遍的価値の属性、要素のグループ／要素ごとの遺産に対する変更の規模及びその影響」

この文書は、世界遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産のひとつである「富士山城」内の富士スバルライン洞門等の整備（苔桃洞門（仮称））において計画されている来訪者施設整備を対象として、事業主体である山梨県が、世界遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響マニュアル（富士山世界文化遺産協議会令和3年4月施行。以下「マニュアル」という。）に則り当該事業の遺産への影響を評価したものである。

1 要約

山梨県は、富士山の富士スバルライン（一般県道富士河口湖富士線）において、来訪者の雪崩に対する安全確保のため苔桃洞門（仮称）（以下「県施設」という。）の整備を計画している。計画は、世界遺産、建築、環境、防災等の専門家の助言を踏まえたうえで、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び自然公園法（昭和32年法律第161号）の観点から文化庁及び環境省の法令の許可等を得たものを基礎とし、施工規模、外観等に配慮したものとなっており、定点観測地点からの展望景観及び周辺景観にも影響は与えない。

これらのことから、当該事業による世界遺産富士山の顕著な普遍的価値への負の影響は最小化されている。

2 世界遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」の概要

（1）世界遺産一覧表への記載

世界遺産富士山は、2013年（平成25年）6月に開催されたユネスコ第37回世界遺産委員会において世界遺産リストへの登録が決議され、同月26日に一覧表へ記載された。

（2）座標、構成資産の一覧

構成資産及び構成要素、その所在地、面積及び緩衝地帯の面積は表1、範囲図及び位置図は図1及び図2のとおりである。

●表1 構成資産及び構成要素の所在地とその面積及び緩衝地帯の面積

NO	構成資産(1~25) 構成要素(1-1~1-9)	所在地	緯度	経度	構成資産の 面積(ha)	緩衝地帯の 面積(ha)
1	富士山城	山梨県(富士吉田市・ 身延町・鳴沢村・富士 河口湖町) 静岡県(富士宮市・富 士市・裾野市・御殿場 市・小山町)	N35° 21' 39"	E138° 43' 39"	19,311.9	49,375.7
	1-1	山頂の信仰遺跡群				

¹ 山梨県・静岡県; 山梨県と静岡県との県境については、富士山東面の標高約1,800mの地点から、山頂部の火口壁西側

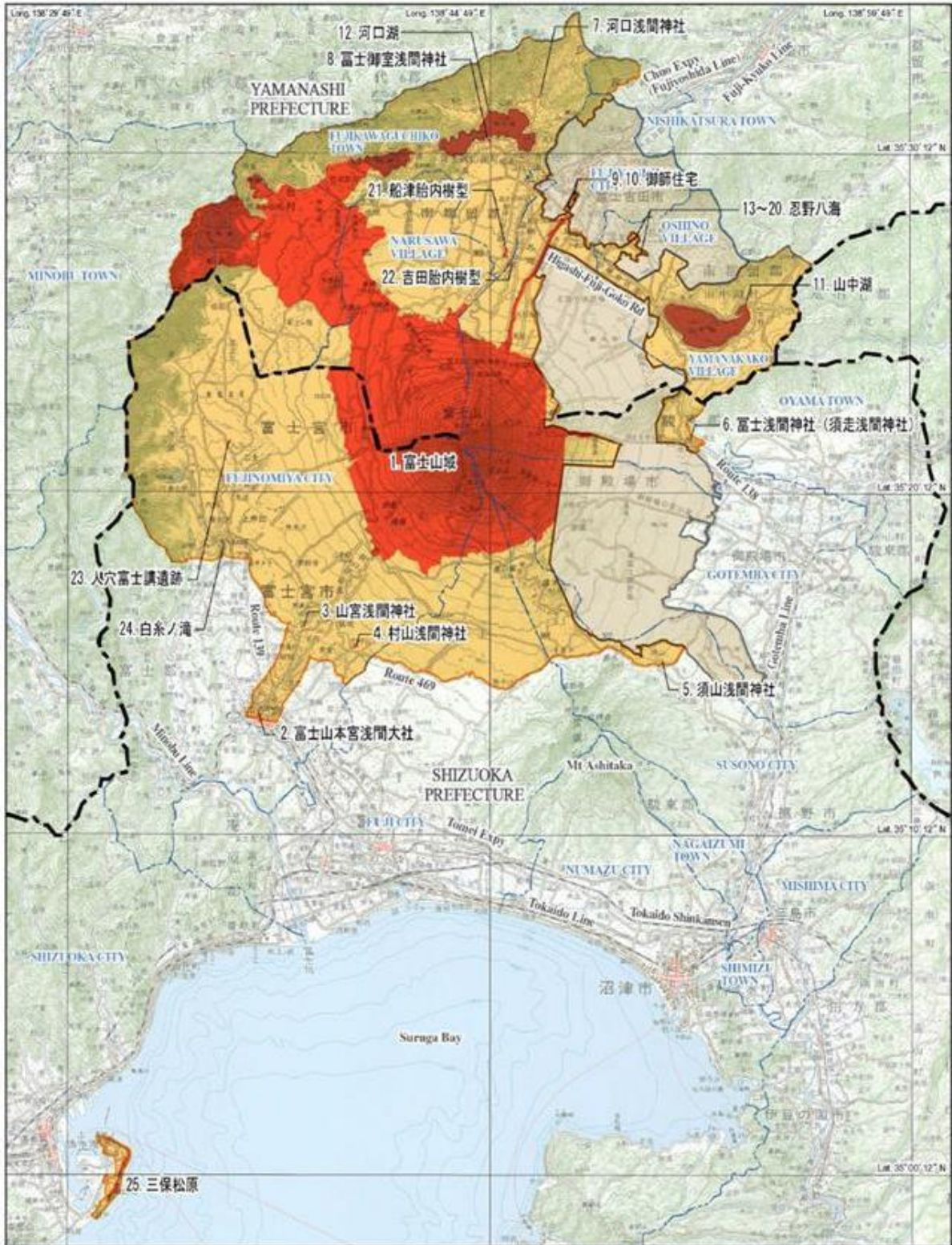
●表1 構成資産及び構成要素の所在地とその面積及び緩衝地帯の面積

NO	構成資産(1~25) 構成要素(1-1~1-9)		所在地	緯度	経度	構成資産の 面積(ha)	緩衝地帯の 面積(ha)
	1-2	大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)	静岡県富士宮市				
	1-3	須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	静岡県御殿場市				
	1-4	須走口登山道	静岡県小山町				
	1-5	吉田口登山道	山梨県富士吉田市・富士河口湖町				
	1-6	北口本宮富士浅間神社	山梨県富士吉田市				
	1-7	西湖	山梨県富士河口湖町				
	1-8	精進湖	山梨県富士河口湖町				
	1-9	本栖湖	山梨県身延町・富士河口湖町				
	2	富士山本宮浅間大社					
3	山宮浅間神社		静岡県富士宮市	N35° 16' 16"	E138° 38' 13"	0.5	
4	村山浅間神社		静岡県富士宮市	N35° 15' 41"	E138° 39' 59"	3.6	
5	須山浅間神社		静岡県裾野市	N35° 15' 16"	E138° 50' 56"	0.9	
6	富士浅間神社(須走浅間神社)		静岡県小山町	N35° 21' 45"	E139° 51' 48"	1.8	
7	河口浅間神社		山梨県富士河口湖町	N35° 31' 57"	E138° 46' 29"	1.6	
8	富士御室浅間神社		山梨県富士河口湖町	N35° 30' 45"	E138° 44' 43"	2.6	
9	御師住宅(旧外川家住宅)		山梨県富士吉田市	N35° 28' 48"	E138° 47' 45"	0.1	
10	御師住宅(小佐野家住宅)		山梨県富士吉田市	N35° 28' 34"	E138° 47' 38"	0.1	
11	山中湖		山梨県山中湖村	N35° 25' 16"	E138° 52' 32"	698.1	
12	河口湖		山梨県富士河口湖町	N35° 30' 47"	E138° 44' 48"	592.8	
13	忍野八海(出口池)		山梨県忍野村	N35° 27' 13"	E138° 50' 12"	0.048	
14	忍野八海(お釜池)		山梨県忍野村	N35° 27' 34"	E138° 49' 53"	0.002	
15	忍野八海(底抜池)		山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 54"	0.006	
16	忍野八海(銚子池)		山梨県忍野村	N35° 27' 35"	E138° 49' 56"	0.005	
17	忍野八海(湧池)		山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 58"	0.078	
18	忍野八海(濁池)		山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 56"	0.031	
19	忍野八海(鏡池)		山梨県忍野村	N35° 27' 39"	E138° 49' 59"	0.014	

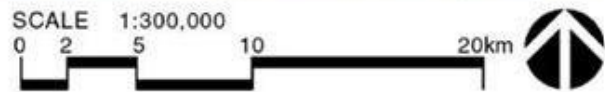
までの区間が未確定の状態にある。

●表 1 構成資産及び構成要素の所在地とその面積及び緩衝地帯の面積

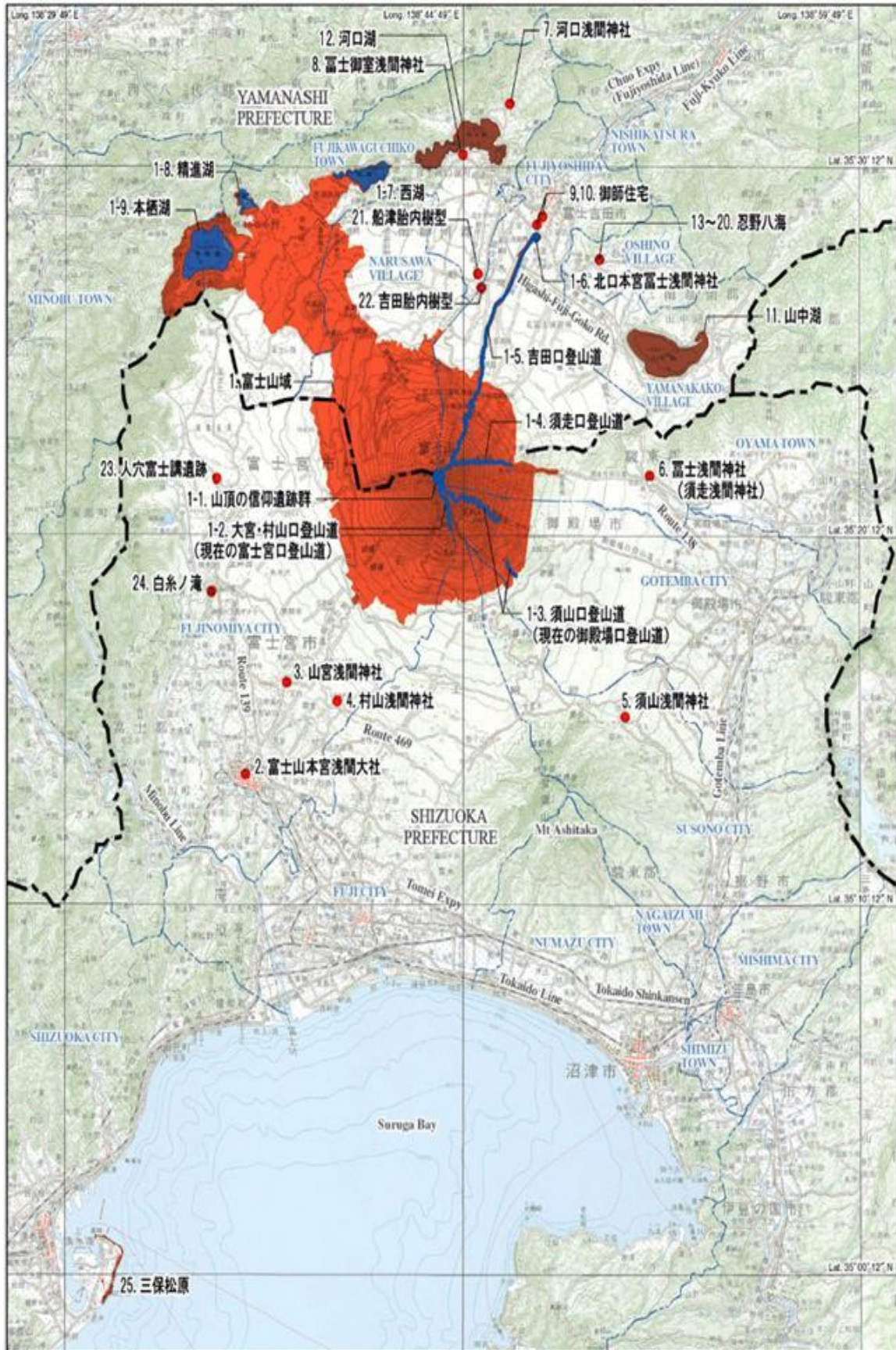
NO	構成資産(1~25) 構成要素(1-1~1-9)	所在地	緯度	経度	構成資産の 面積(ha)	緩衝地帯の 面積(ha)
20	忍野八海(菖蒲池)	山梨県忍野村	N35° 27' 41"	E138° 50' 03"	0.042	
21	船津胎内樹型	山梨県富士河口湖町	N35° 27' 10"	E138° 45' 15"	8.2	
22	吉田胎内樹型	山梨県富士吉田市	N35° 26' 54"	E138° 45' 37"	5.8	
23	人穴富士講遺跡	静岡県富士宮市	N35° 21' 42"	E138° 35' 29"	2.8	
24	白糸ノ滝	静岡県富士宮市	N35° 18' 47"	E138° 35' 14"	1.8	
25	三保松原	静岡県静岡市	N34° 59' 37"	E138° 31' 22"	64.4	252.0
計	—	—	—	—	20,702.1	49,627.7



- 凡例
- 推薦資産
 - 緩衝地帯
 - 保安全管理区域
 - 県境
 - 市町村境



● 図2 構成資産及び構成要素の位置図



凡例

- 資産範囲（構成資産）
- 資産範囲（構成要素）

- 県境
- 市町村境

SCALE 1:300,000



(3) 顕著な普遍的価値の言明

第37回世界遺産委員会で採択された「顕著な普遍的価値の言明」(SOUV: Statement of Outstanding Universal Value)は、以下のとおりである。

【Brief synthesis (総合的所見)】

独立し、時に雪を頂く富士山は、集落や樹林に縁取られた海、湖沼から立ち上がり、芸術家や詩人に靈感を与えるとともに、何世紀にもわたり巡礼の対象となってきた。富士山は、東京の南西約100kmに位置する標高3,776mの独立成層火山である。南麓のふもとは駿河湾の海岸線に及ぶ。

富士山の荘厳な形姿と間欠する火山活動が呼び起こす畏怖の念は、神道と仏教、人間と自然、登山道・神社・御師住宅に様式化された山頂への登頂と下山による象徴化された死と再生を結びつける宗教的实践へと変容した。そして、ほぼ完全に頂上が雪に覆われた富士山の円錐形の形姿が、19世紀初頭の画家に対して、靈感を与え、絵画を製作させ、それが文化の違いを超え、富士山を世界的に著名にし、さらには西洋芸術に重大な影響をもたらした。

古来、長い杖を持った巡礼者が山麓の浅間神社の境内から出発し、神道の神である浅間大神の居処とされた頂上の噴火口へと達した。頂上では、彼らは「お鉢巡り」(「鉢の周りを巡る」と書く。)と呼ぶ修行を行い、噴火口の壁に沿って巡り歩いた。巡礼者には2つの類型、山岳修験者に導かれた人々と、より多かったのが17世紀以降、繁栄と安定の時代であった江戸時代に盛んとなった富士講に所属した人々、があった。

18世紀以降に巡礼がさらに大衆化したことから、巡礼者の支度を支援するための組織が設けられ、登山道が拓かれ、山小屋が準備され、神社や仏教施設が建てられた。噴火の後の溶岩流により形成された山麓の奇妙な自然の火山地形は神聖な場所として崇拜されるようになり、湖沼や湧水地は巡礼者により登山に先だって身を清める冷水潔斎の「水垢離」のために使われた。富士五湖を含む8つの湖を巡る修行である「八海廻り」は、多くの富士講信者の間における儀式となった。巡礼者は、3つの区域として彼らがとらえた場所、すなわち、山麓の草地の区域、その上の森林の区域、そしてさらに上方の頂上の焼け焦げた草木のない区域から成る3つの区域を通過して山に登った。

14世紀以降、芸術家は多くの富士山の絵を製作した。17世紀から19世紀にかけての時代には、富士山の形姿が絵画のみならず文学、庭園、その他の工芸品においても重要なモチーフとなった。特に「富嶽三十六景」などの葛飾北斎の木版画は19世紀の西洋芸術に重大な影響を与え、富士山の形姿を「東洋」の日本の象徴として広く知らしめた。

連続性を持つ資産(シリアルプロパティ)は、山頂部の区域、それより下の斜面やふもとに広がる神社、御師住宅、湧水地や滝、溶岩樹型、海浜の松原から成る崇拜対象の一群の関連自然事象により構成される。それらはともに富士山に対する宗教的崇拜の類い希なる証拠を形成しており、画家により描かれたその美しさが西洋芸術の発展にもたらした重大な影響の在り方を表す上で、その荘厳な形

姿を十分に網羅している。

【Criterion (iii) (評価基準 (iii))】

独立成層火山としての荘厳な富士山の形姿は、間欠的に繰り返す火山活動により形成されたものであり、古代から今日に至るまで山岳信仰の伝統に息吹を与えてきた。山頂への登拝と山麓の霊地への巡礼を通じて、巡礼者はそこを居処とする神仏の神聖な力が我が身に吹き込まれることを願った。これらの宗教的関連性は、その完全な形姿としての展望を描いた無数の芸術作品を生み出すきっかけとなった富士山への深い憧憬、その恵みへの感謝、自然環境との共生を重視する伝統と結び付いた。一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿への崇敬を基軸とする生きた文化的伝統の類い希なる証拠である。

【Criterion (vi) (評価基準 (vi))】

湖や海から立ち上がる独立成層火山としての富士山のイメージは、古来、詩・散文その他の芸術作品にとって、創造的感性の源泉であり続けた。とりわけ19世紀初頭の葛飾北斎及び歌川広重による浮世絵に描かれた富士山の絵は、西洋の芸術の発展に顕著な衝撃をもたらし、今なお高く評価されている富士山の荘厳な形姿を世界中に知らしめた。

【Integrity (完全性)】

資産群は、富士山の荘厳さとその精神的・芸術的な関連性を表す上で必要とされる構成資産・構成要素のすべてを含んでいる。しかしながら、山麓部における開発のために、巡礼者の道と巡礼者を支援する神社・御師住宅を容易には認知できない。連続性のある資産（シリアルプロパティ）は現段階では一体のものとして明確に提示されておらず、個々の構成資産が本質的にどのように資産全体に貢献しているのかを明確に理解させるようにもなっていない。構成資産間の相互の関係性が強化されるべきであり、全体集合としての価値や巡礼に関連する種々の部分の機能が、より理解されやすくなるような情報提供を行うことが必要である。

精神性に係る完全性の観点においては、夏季の2ヶ月間におけるかなり多数の巡礼者による圧力と、山小屋や山小屋への供給のためのトラクター道及び落石から道を防護するための巨大な防御壁などの巡礼者を支援するインフラが、富士山の神聖な雰囲気や阻害する方向に作用している。富士五湖、特に2つのより大きな湖沼である山中湖及び河口湖は、観光及び開発からの増大する圧力に直面しており、湧水地もまた低層建築の開発からの危機に直面している。

【Authenticity (真実性)】

一群の資産が全体としてその神聖さ及び美しさの価値を伝達できるかどうかという点について、現段階では、個々の構成資産が相互にそして富士山の全体との関係で個々の意味を提示するという点で、限定的である。構成要素は、全体へとより良く統合されるべきであり、神社、御師住宅、巡礼路の相互の関係性は明確に示さ

れるべきである。

個々の資産の真実性に関し、上方の登山道、神社、御師住宅に関連する物理的な属性は無傷である。定期的に行う神社の改築は生きた伝統である。伊勢神宮は20年周期で再建されるが、富士山に関連するいくつかの神社（又はいくつかの神社の部分）は60年周期で再建される。このことは、真実性が、それらの構成資産の年代よりはむしろ、位置・意匠・材料・機能に基づくことを意味する。しかしながら、いくつかの構成資産の場所・環境は、富士五湖、湧水地、滝、海浜の松原の間のそのように、構成資産間の相互の視認性を阻害する開発により損なわれている。

【Management and Protection Requirements（管理及び保護の要請事項）】

資産の様々な部分は公式に重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物として指定されているほか、国立公園にも指定されている。山頂の全体的な景観は富士箱根伊豆国立公園の一部に指定されており、そこには溶岩樹型、山中湖、河口湖を含んでいる。ほとんどの構成資産は、登山道、神社、湖、山頂を含め、過去2年以内に国により重要文化財、史跡、名勝として保護された。村山浅間神社、富士浅間神社及び忍野八海は2012年9月に保護された。

緩衝地帯については、景観法及び土地利用計画規則（ガイドライン）（及び複数の関連法令）により保護されている。すべての構成資産とその緩衝地帯は、2016年頃には景観計画により包括されることとなっている。これらの景観計画は、市町村が開発規制を実施する枠組みを規定している。

強化が必要とされるのは、実施中の各種措置が構成資産に負の影響を及ぼす可能性のある建築物の大きさ・位置に係る規制の方法である。原則として、それらは（色彩・意匠・形態・高さ・材料、場合により大きさにおいて）調和の取れた開発の必要性に関係している。しかしながら、最も厳しい規制は基本的に色彩と高さに関するものであるように見受けられる。建築物の大きさや特に山のふもとのホテルを含む建築物の敷地計画について、さらに厳しい規制が必要である。

山梨・静岡の2県及び関係の市町村は、資産の包括的管理システムを構築するために、富士山世界文化遺産協議会を設置した。これらの自治体は、日本の文化財・文化遺産の保存・管理を所管する文化庁、環境省、林野庁などの主たる国の機関とも連携協力して取組を進めている。この協議会は、富士山の調査研究・保存・管理のための専門家の（富士山世界文化遺産）学術委員会の助言を受けている。

「富士山包括的保存管理計画」は2012年1月に策定された。この管理計画の目的は地域住民を含むすべての団体の諸活動を調整することにある。この計画は、資産全体だけでなく個々の構成資産の保存・管理・維持・活用の手法を定めるとともに、国及び地方公共団体、その他の関係諸団体が担うべき個々の役割について定めている。さらに、自然公園法に基づく公園計画及び国有林野の管理経営に関する法律に基づく森林管理計画により重要な展望地点からの視覚的な景観の管理手法が定められている。

資産は、一方でアクセスと行楽、他方で神聖さ・美しさという特質の維持という相反する要請にさらされている。資産についてのヴィジョンが2014年末までに

採択される予定であり、ヴィジョンでは、この必要とされる融合を促進するとともに、構成資産・構成要素間の関係性を描き出し、構成資産・構成要素が富士山とのつながりを強調する文化的景観として、どのように全体として管理され得るのかを示すための手法が定められることになる。このヴィジョンにおいては、文化的景観としての資産の管理の在り方を包括するとともに、2016年末頃までに行われる管理計画の改定を予告することとなっている。

上方の登山道については、道を安定させ、来訪者及び水流が引き起こす流亡を管理し、供給物資及びエネルギー源の配送を管理するため、登山道とそれに関連する山小屋の全体保全手法が必要である。

富士山世界文化遺産協議会は、2014年末までに「来訪者管理戦略」を策定・採択する予定である。酷使されている上方の登山道の収容力や駐車場、公益施設群及び視覚上の混乱についての決定と、来訪者が推薦資産の首尾一貫性とそれらの関連性をどのように認知できるようにするのかについての決定を行う上での基礎として、来訪者管理戦略は必要である。これは、巡礼路との関係が不明確な山麓部の構成資産群にとって特に重要である。情報提供戦略は2014年末頃に採択される予定である。

(4) 関係法令

構成資産及び構成要素に適用される法令の許可等の概要は表2のとおりである。

建設予定地は、文化財保護法に規定による「特別名勝」に、自然公園法の規定による「特別保護地区」に該当する。

●表2 構成資産及び構成要素に適用される法令の許可等の概要

法令名	制度名/対象区域名/文化財種類	許可等の所管	許可等を要する行為等	罰則規定	
文化財保護法	重要文化財	文化庁長官の許可又は同意（文化庁長官の許可の権限に属する事務の一部については、県又は市の教育委員会に委譲されている。）	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、表中においては「現状変更等」という。）等をしようとする場合には、許可又は同意が必要となる。	懲役若しくは禁錮又は罰金若しくは科料	
	特別名勝				
	特別天然記念物				
	史跡				
	名勝				
	天然記念物				
自然公園法	国立公園 特別地域	特別保護地区	環境大臣の許可又は協議	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の採掘、土石の採取、河川・湖沼等の水位・水量の増減、環境大臣が指定する湖沼等への汚水等の排出、	懲役又は罰金

●表2 構成資産及び構成要素に適用される法令の許可等の概要

法令名	制度名/対象区域名/文化財種類	許可等の所管	許可等を要する行為等	罰則規定
			<p>広告物の設置、水面の埋立・干拓、土地の形状変更、工作物等の色彩変更、環境大臣が指定する区域への立ち入り、木竹の損傷、木竹の植栽、動物を放つこと、屋外における物の集積・貯蔵、火入れ・たき火、木竹以外の植物の採取・損傷等、木竹以外の植物の植栽・植物の種子まき、動物の捕獲・殺傷等、道路等以外での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。</p>	
		第1種特別地域	<p>環境大臣又は県知事の許可又は協議</p> <p>工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、環境大臣が指定する区域内での木竹の損傷、鉱物の採掘、土石の採取、河川・湖沼等の水位・水量の増減、環境大臣が指定する湖沼等への汚水等の排出、広告物の設置、環境大臣が指定する物の集積・貯蔵、水面の埋立・干拓、土地の形状変更、環境大臣が指定する植物等の採取・損傷、環境大臣が指定する植物の植栽・種子まき、環境大臣が指定する動物の捕獲・殺傷等、環境大臣が指定する動物を放つこと、工作物等の色彩変更、環境大臣が指定する区域への立ち入り、環境大臣が指定する区域での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。</p>	懲役又は罰金
		第2種特別地域		
		第3種特別地域		
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野	農林水産大臣が定める管理経営基本計画及び森林管理局長が定める地域管理経営計画により、国有林野の管理経営の基本方針や主要事業の実施に関する事項等を定めている。	地域管理経営計画には、伐採総量・更新総量・保育総量・林道の開設及び改良の総量を定め、国土保全・自然環境の保全等の公益的機能の発揮を重視した適切な森林の管理経営を実施する。	—

(5) 過去の世界遺産委員会の関連決議

【第37回世界遺産委員会 イコモス勧告】(抜粋)

4 資産に対する影響因子

「登山道のうち、特に吉田口登山道（構成要素1－5）では毎年約27万人が五合目から頂上を目指して登山するなど、特異な挑戦が見られる。」

上記のとおり、多くの人が行き来する五合目までのアクセス道路の安全性を高めるため、富士スバルラインの苔桃洞門（仮称）を整備する。

3 富士スバルライン、苔桃洞門（仮称）の在り方の整理

(1) 富士スバルラインの概要

富士山には、山梨県の吉田口、静岡県富士宮口、御殿場口、須走口の4つの登山口があり、それぞれの五合目は、登山の起点としてのほか、景観を楽しむ観光客にも利用されている。その中でも、吉田口は最も利用者数が多い。富士スバルラインは、富士山山麓と五合目を結ぶ約24.1kmの有料道路となっている。

(2) 富士スバルラインの現状

富士スバルラインは、富士山山麓と五合目を結ぶ路線であり五合目から山頂へ向かう登山者だけでなく観光のため年間多くの通行者に利用されている。五合目までのアクセスとしてマイカーだけでなく山麓から路線バスの運行も行われている。

営業は、気候や天候の状況によるが年間とおして行っている。このうち、毎年7月中旬から9月中旬までの期間はマイカー規制を実施し、交通渋滞解消を図ると併せて富士山の自然環境保護に配慮を行っている。

富士スバルライン上では、山頂への登山者及び行楽のための来訪者が利用する駐車場・トイレが複数ある。さらに、四合目大沢駐車場には展望台や休憩舎売店が併設されており眼下に広がる山麓の風景の観賞スポットにもなっている。

標高2,305mにある五合目には、食事処、売店、展望台や小御嶽神社等の施設が設置されている。富士山包括的保存管理計画にも定めのある「富士山保全協力金(利用者負担制度)の整備」の実施のため2014年(平成26年)夏から「五合目総合管理センター」を設置し、富士山の環境保全や登山者の安全対策及び富士山の顕著な普遍的価値の情報提供に必要な事業の推進を行っている。

表 夏期の各登山道における登山者数

(単位:人)

年度	吉田口 (富士スバルライン)	須走口	御殿場口	富士宮口	合計
2018 (平成30)	150,800	26,700	11,800	18,800	208,200

2019 (令和元)	150,000	20,200	12,200	53,200	235,600
2020 (令和2)	閉山	閉山	閉山	閉山	閉山
2021 (令和3)	54,400	6,400	6,300	11,400	78,500
2022 (令和4)	94,000	12,600	12,000	41,500	160,100
2023 (令和5)	137,200	19,100	15,500	49,500	221,300

※ 関東地方環境事務所の HP より。

※ 2020 年は、新型コロナウイルスまん延防止のための閉山によりデータなし。

※ 2021 年は、カウンターの不具合により御殿場ルート、富士宮ルートの欠測期間あり。

※ 2022 年はカウンターの不具合により須走ルート、台風に伴う機器撤去により御殿場ルートの欠測期間あり。

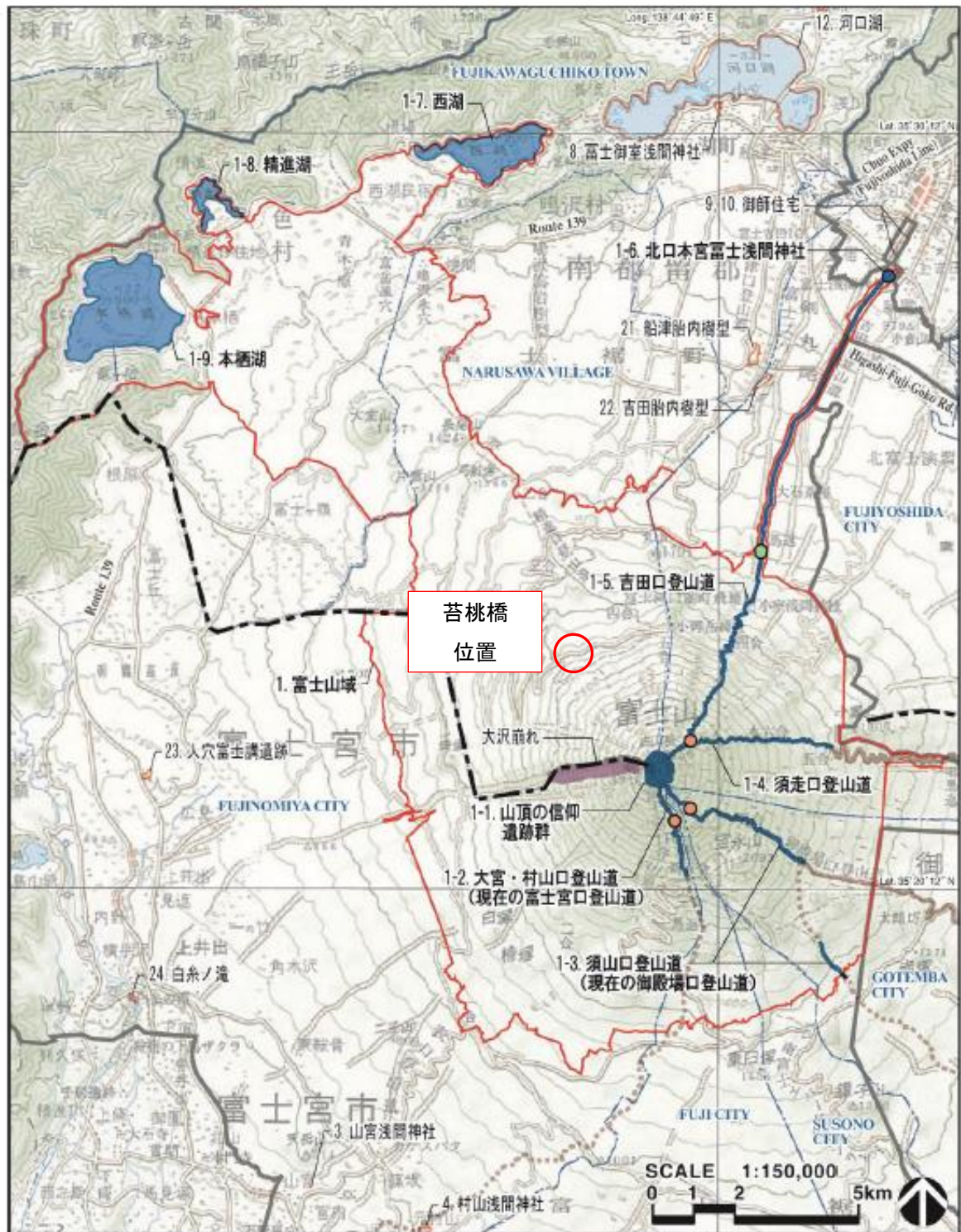


写真 富士山五合目ロータリー

(3) 苔桃洞門（仮称）の現状

富士スバルラインの四合目から五合目の区間においては、これまで雪解けの季節に多くの雪崩（雪代）が発生しその都度対応してきた。そのため、令和2年度に将来に向けて詳細な調査が必要と考え、現地調査や文献調査により雪崩対策が必要な箇所を特定した。そのうちの未対策箇所の一つが、雪崩リスクが最も高い苔桃橋の箇所である。

苔桃橋は、1964年の架設から約60年経過した橋長6.5mのコンクリート橋であり、過去に複数回被害の発生を確認しており、直近では2021年に雪崩により、2023年には大雨による土砂流出で被災している。



- | | | |
|--|---|---|
| <p>凡例</p> <p>資産範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成資産 (1. 富士山城) その他の構成資産 <p>構成資産の構成要素</p> <ul style="list-style-type: none"> 山頂の信仰遺跡群 登山道 湖沼 神社 | <p>登山道の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> 馬返 八合目 | <ul style="list-style-type: none"> 登山道 (構成要素以外) 登山道 (旧道推定位置) 県境 市町村境 <p> 緩衝地帯</p> |
|--|---|---|

図 位置図



写真 2021年の雪崩状況



写真 2023年の土砂流出状況

(4) 課題

洞門の整備は、複数年間に跨がる計画となるため登山客や観光客の安全な通行確保への配慮が必要となる。併せて、構造物はコンクリート製であり構成資産1 富士山域（構成要素 1-9 本栖湖）からの眺望にも影響を与えるため、富士山の顕著な普遍的価値である「芸術の源泉」の観点から周辺環境との調和においても配慮した設計・施工を行う。

(5) 富士スバルラインと苔桃洞門整備の在り方

ア 必要性

富士スバルラインは、五合目から山頂へ向かう登山者や観光客が年間多く通行している。苔桃洞門周辺では地形条件より、雪崩等の発生頻度が多く発生している経緯がある。来訪者の安全な通行を確保することや道路が被災し長期の通行止め期間を回避するため、被災頻度の高い苔桃洞門の整備を行う事は、富士山の世界遺産としての普遍的価値をより高める事につながるものである。

イ 整備にあたっての留意事項

苔桃洞門の整備にあたっては、富士山包括的保存管理計画に基づき富士山の顕著な普遍的価値である「信仰の対象」、「芸術の源泉」を守るため富士山信仰の中核を成す「登拝・巡礼の場」及び芸術作品の源泉となった「展望地点・展望景観」の観点から保存管理を実施する。保存管理を実施するにあたっては、洞門としての機能の発現と併せ、関係法令に基づき周辺への負の影響を予防・軽減・防止するよう景観保全に配慮したものとする。

【望ましい苔桃洞門整備の在り方】

普遍的価値である「信仰の対象」、「芸術の源泉」を守る道路整備

(6) 目的

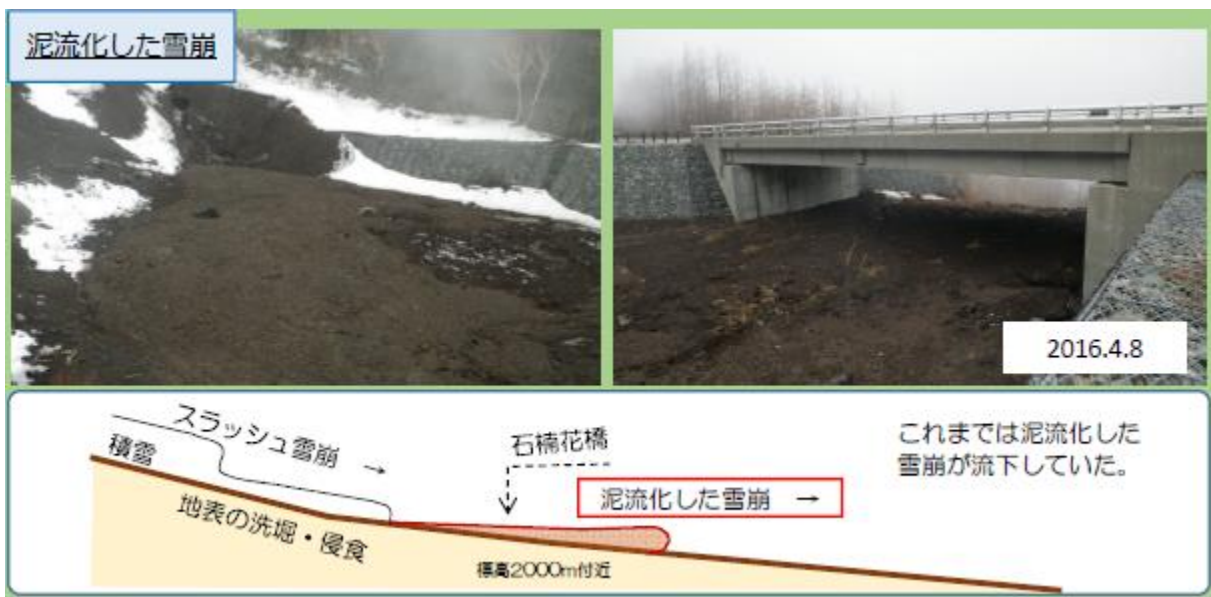
来訪者の安全確保、道路施設の整備促進等

(7) 概要

ア 基本的な考え方

本事業箇所の災害履歴を整理した結果、3～4月の春先に発生する「雪代」と呼ばれる富士山特有の雪崩であることが判明しているため、この「雪代」に対応する構造物を構築する。

なお、雪代は発生した際の積雪量、降水量、気温及びスコリアの堆積状況等の条件の違いによりスラッシュ雪崩もしくは泥流化した状態（土石流）で富士スバルライン上に流出するものである。



出典:「富士山の落石と雪代災害の危険度評価と社会周知の研究 小森次郎」

イ 対策範囲

雪代発生への対策として洞門の施工を行う。対策範囲は過年度に発生した実績や地形状況を踏まえ、雪代を回避できるよう構造物を配置する。

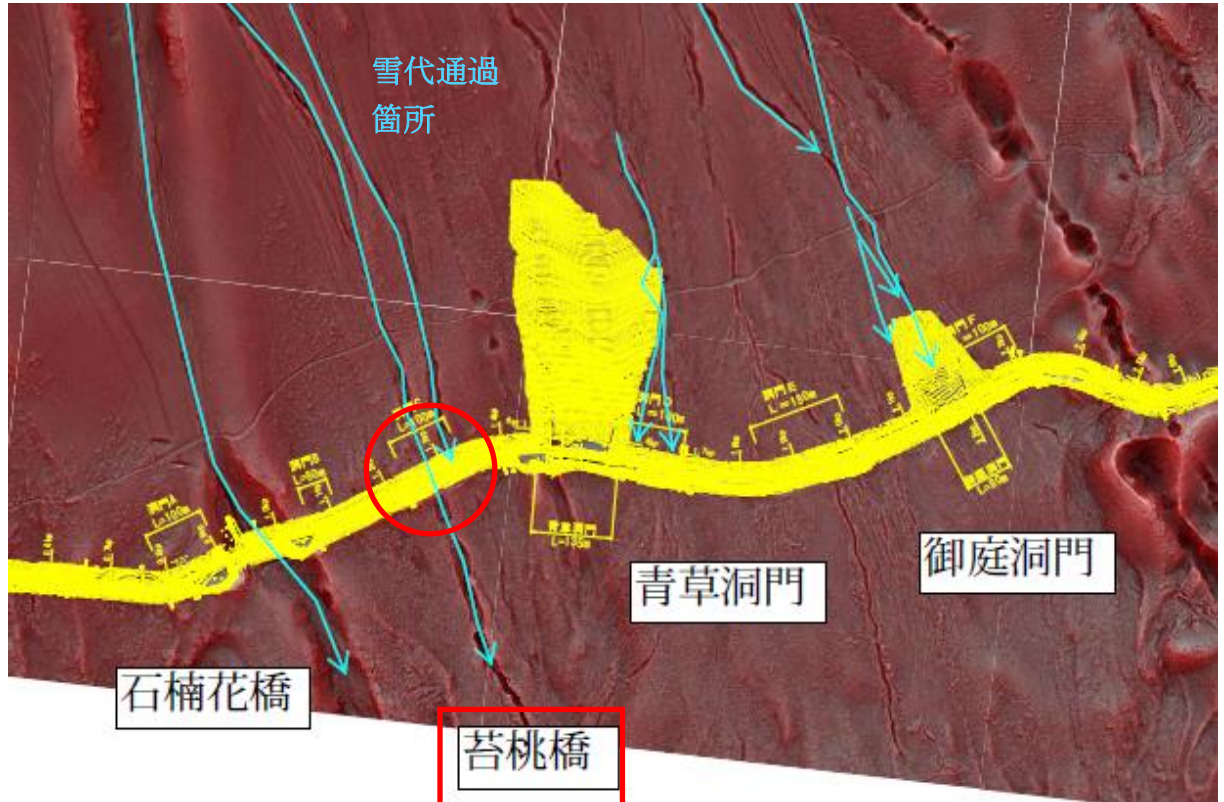


図 本事業箇所と雪代通過履歴

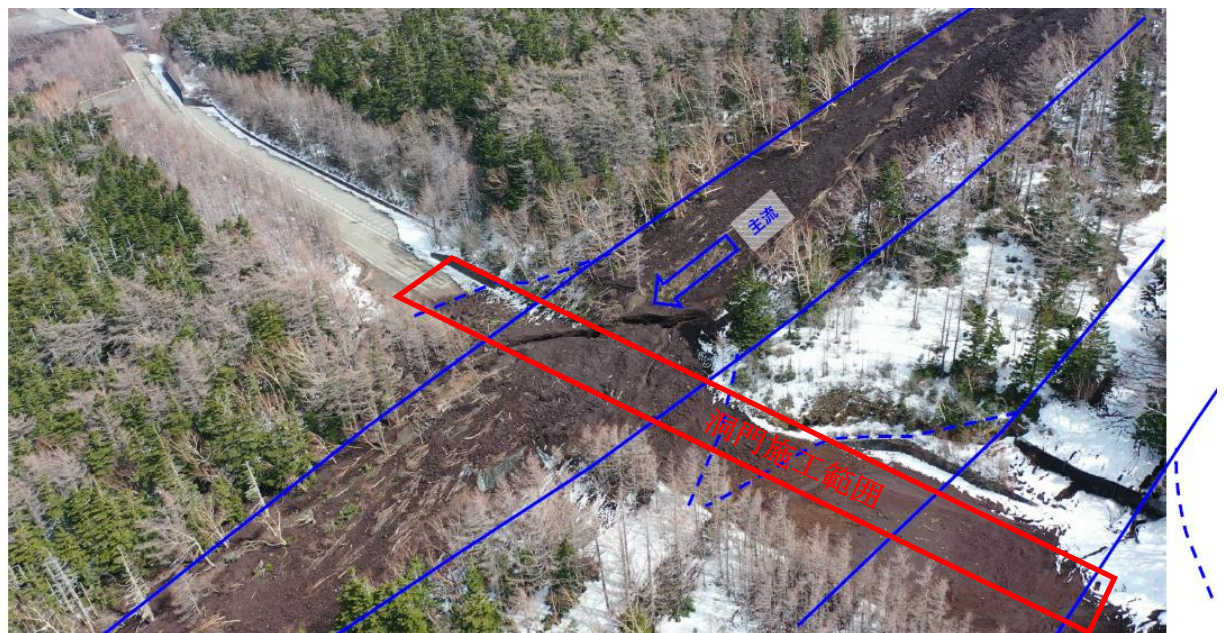


写真 雪代発生時の状況(2021.3.27 撮影)

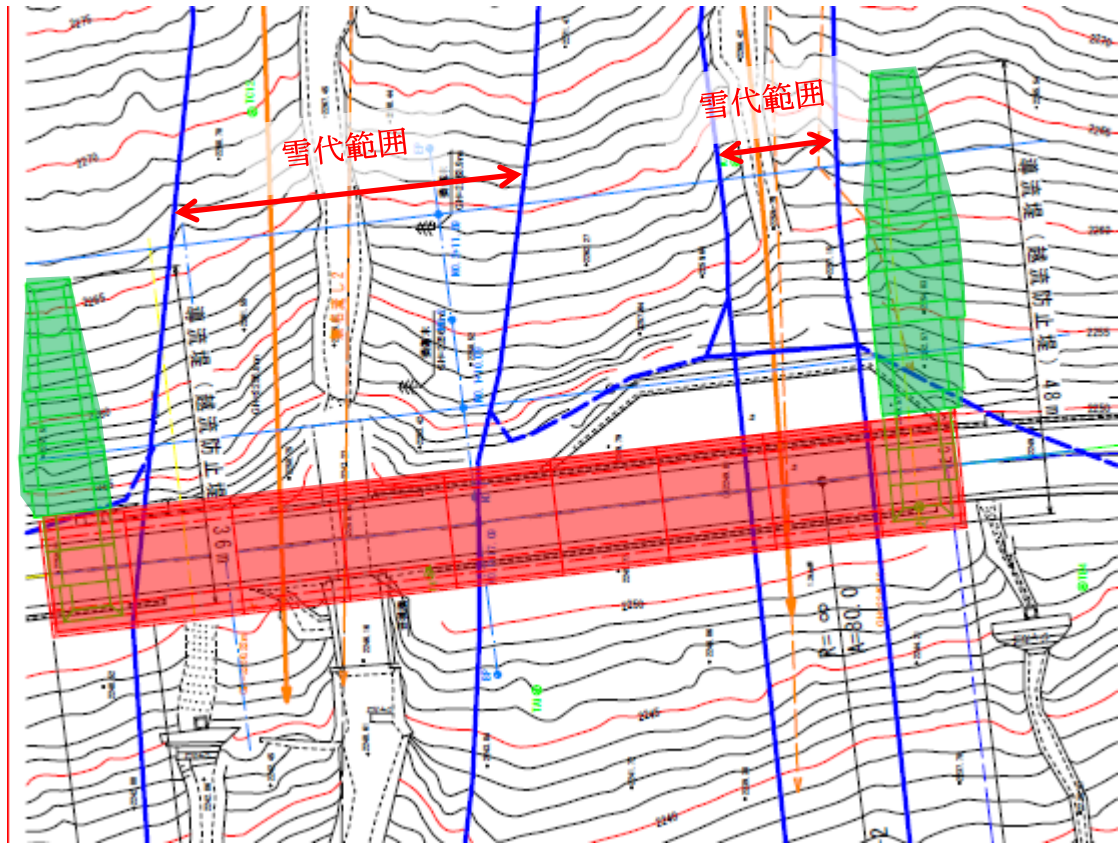


図 対策範囲の平面図

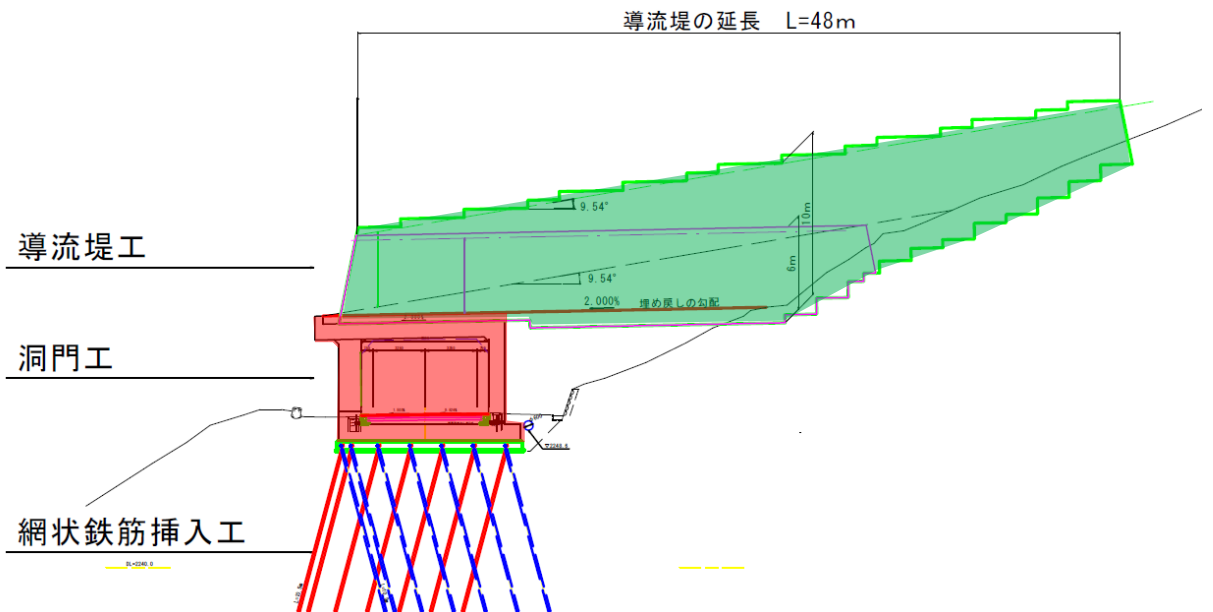


図 対策構造物の横断図

【施設概要】

洞門工 L=103m

基礎工 (网状鉄筋挿入工) 一式

導流堤 L=48m

ウ 景観対策

本事業で施工する洞門工はコンクリート、雪代の流れ方向を制御する導流堤は鋼製で施工する。自然公園法（特別保護地区）における措置や富士山の普遍的価値である「芸術の源泉」を守るため、周辺環境との一体的な保全対策を施すこととする。対策内容としては、洞門及び導流堤ともに躯体施工後に焦げ茶色の吹付を行う。



写真 導流堤施工例(着色前)



写真 導流堤施工例(着色後)

エ スケジュール

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
設計		■						
法令手続			■	■				
仮設迂回路			■					
洞門基礎				■	■	■	■	
洞門本体				■	■	■	■	
洞門本体塗装				■	■	■	■	
導流堤								■

4 資産への影響と緩和策

(1) 顕著な普遍的価値の2つの属性に対する影響

本事業は、世界遺産富士山の顕著な普遍的価値（以下、「OUV」）の、「信仰の対象」「芸術の源泉」に影響がある。

具体的には、当該資産のOUVを表す要素としての有形の要素については、構成資産「1 富士山域」内での道路工事を行うものであることから、「標高1,500mより上方の区域の地形・地質、植生」に影響を与える。その他の有形の要素については、計画地は、頂部、拝所の信仰関連の場所、登山道上ではないこと及び埋蔵文化財包蔵地に該当しないことから影響を与えない。

無形の要素については、道路構造物により景観が変化することから「神聖な雰囲気・精神性」に影響を与える。

他方、「芸術の源泉」については、「広々とした湖面を前景として、豊かな山麓の樹叢を含む中景から山頂へ至る遠景」の本栖湖（構成要素1-9）に関連するが、本事業の構造物は視認できないので影響はない。

このため、以下で、有形の要素である「地形・地質、植生」、無形の要素である「神聖な雰囲気・精神性」及びOUVの保全に必要な要素としての富士山への展望景観・展望地点周辺の景観にかかる影響の度合いについて評価する。

ア 視覚的影響

- ・文化財保護法現状変更等の取扱いに関する基準や国立公園管理運営計画の取扱い方針に従い、周辺の風致景観と調和させるために洞門、導流堤ともに焦げ茶色等を主とするなど色彩について配慮する。
- ・本事業箇所周辺の通行者に対しては、色彩の配慮により影響を最小限に抑える。



写真 本事業箇所と同規模の施工例

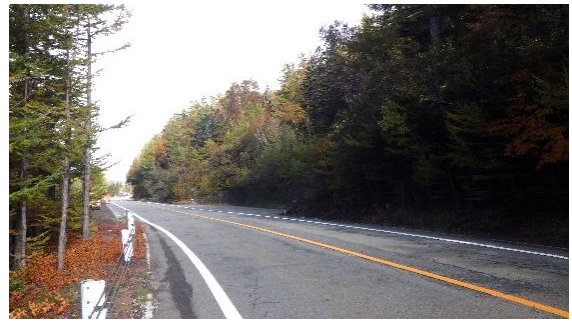


写真 事業箇所の現況

- ・山麓から本事業箇所まで直線距離で約 10km あり、周辺が木々に囲まれているため山麓から視認できない。



写真 山麓側の現況 1



写真 山麓側の現況 2

- ・富士山包括的保存管理計画で定めている定点観測地点（富士スバルライン五合目（地点番号:13）、御庭（地点番号:14）、大沢駐車場（地点番号:15）、中ノ倉峠（地点番号:5））から本事業箇所の視認はできない。



写真 定点観測地点（五合目）



写真 定点観測地点（御庭）



写真 定点観測地点（大沢駐車場）



写真 定点観測地点（中ノ倉峠）

イ 物理的影響

- ・本事業の規模については、雪代に対し必要最小限の範囲となるよう計画する。
- ・現場施工にあたっては、文化庁、環境省等の関係省庁等との事前協議を綿密に行い、地質・地形、植生への影響の最小化に努める。

上記のア、イのとおり、OUVを表す有形の要素である「地形・地質、植生」、無形の要素である「神聖な雰囲気・精神性」については、それぞれ必要な緩和策を施すことで遺産への負の影響が小さくなり、来訪者の安全な通行という正の影響がある。

(2) 自然環境への影響

- ・優れた自然環境の中に設置される構造物であるため、自然環境の特性を十分に把握して、その保全に配慮する。
- ・樹木の伐採や草木類の除去や損傷をできるだけ避けるように配慮する。
- ・利用環境への影響を配慮し、低騒音・低振動工法等の検討を行い、工事期間中の騒音低減を図る。さらに、通行者の安全を確保するため、工事の周知などを行い、事故防止に努める。
- ・大気環境の保全のため、排出ガス対策型機械を使用し、工事期間中の大気環境の保全を図る。
- ・施工時には、現地発生土を最大限利用するなど、富士山にある土砂の利用に努めるものとし、やむを得ず外部の土砂を利用する場合は、公園外からの種子混入が無いように外来種対策に十分配慮する。

上記のほか、「(1) イ 物理的影響」に掲げる留意事項を遵守することで自然環境への影響を小さいものにできる。

5 合意形成の過程

この評価書は、マニュアルの規定に基づき、富士山世界文化遺産協議会の外部有識者会議である富士山世界文化遺産学術委員会に設置した遺産影響評価部会での協議を経て、第22回富士山世界文化遺産学術委員会（令和6年2月13日）、第26回富士山世界文化遺産協議会作業部会（令和6年3月13日）及び第17回富士山世界文化遺産協議会（令和6年3月〇日）で承認された。

6 結論

本事業に伴う遺産への影響について以下のとおり評価する。

- ・本事業は、富士スバルライン利用者の安全確保、道路施設の被災回避のために、雪崩（雪代）対策として、過去に整備してきた坂下洞門、青草洞門、御庭洞門と同じ構造の洞門を、雪崩のリスクが最も高い苔桃橋付近に道路管理者が整備するものである。
- ・この洞門は、既存の洞門と同様に景観保全に配慮して焦げ茶色等で吹付を行い、規模も雪代に対し機能を発現できる必要最小限の範囲で設計している。

- ・また、本事業箇所の周辺は木々に囲まれており、富士山包括的保存管理計画で定めた定点観測地点からも本事業箇所は視認できない。
- ・さらに、施工にあたっては、樹木の伐採や草木類の除去等をできる限り避ける等周辺の自然環境に十分配慮を行うこととしている。
- ・以上のことから、本事業は利用者の安全確保に必要なコンクリート構造物を整備するものであり、OUV に対する負の影響が最小限に抑えられていることから、マニュアル別紙4「顕著な普遍的価値の属性、要素のグループ／要素ごとの遺産に対する変更の規模及びその影響」での「レベル2 許容範囲」に該当するものと評価される。
- ・今後、山梨県が富士山世界文化遺産協議会の枠組みの中で、本事業で設置される構造物を踏まえ、山麓地域を含めた広域的な富士山のより良い利用の在り方について継続的に検討していくことが期待される。

顕著な普遍的価値 (OUV) の属性ごとの構成資産・構成要素の区分及び要素の特定

OUV の属性	構成資産／構成要素	(A) OUV を表す要素		(B) OUV の保全に必要な要素	(C) OUV と直接関連する要素	(D) OUV の理解に資する要素
		有形の要素 (不動産)	無形の要素			
信仰 属性 対象 1	■ 馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道 1. 富士山域 1-1 山頂の信仰遺跡群 1-2 大宮・村山口登山道 1-3 須山口登山道 1-4 須走口登山道 1-5 吉田口登山道	◆ 地上に表出している遺跡 (遺構・遺物) ■ 富士山域・山頂の信仰遺跡群 ・標高 1,500m より上方の区域の地形・地質、植生 ・頂部、拝所、お鉢巡り道、御中道等の信仰関連の地形・場所 ・社殿、鳥居、石仏・石造、石碑等の建築物・工作物 ■ 登山道 ・登山道、山小屋、遥拝所 (女人天上)、信仰関連の地形、痕跡及び建築物 ◆ 地下に埋蔵されている遺跡 (遺構・遺物)	◆ 信仰の営み ・ご来光、お鉢めぐり、登拝、富士宮口における鳥居の奉納 ◆ その他 ・神聖な雰囲気・精神性	36 の定点観測地点のうち、中ノ倉峠及び三保松原を除く 34 の展望地点※からの富士山への展望景観、展望地点の周辺の景観	■ 信仰関連 ・奉納物	■ 信仰関連 ・大宮・村山口の宿坊 (跡)
	■ 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅 1-6 北口本宮富士浅間神社 2. 富士山本宮浅間大社 3. 山宮浅間神社 4. 村山浅間神社 5. 須山浅間神社 6. 富士浅間神社 7. 河口浅間神社 8. 富士御室浅間神社 9. 御師住宅 (旧外川家住宅) 10. 御師住宅 (小佐野家住宅)	◆ 地上に表出している遺跡 (遺構・遺物) ■ 浅間神社の境内・社殿群 ・社殿 (本殿・拝殿・幣殿)、社叢、湧水 (湧玉池)、河川、工作物 (鳥居・石塁・参道・石燈籠等)、遥拝所 (山宮浅間神社)、石碑 (富士浅間神社) ■ 御師住宅 ・住宅、敷地内の信仰関連の工作物及び水路 ◆ 地下に埋蔵されている遺跡 (遺構・遺物)	◆ 信仰の営み ・現在にも引き継がれている神事 ◆ その他 ・神聖な雰囲気・精神性		■ 芸術作品 ・「絹本着色富士曼荼羅図」 ・「富士山名所記」ほかの参詣図	■ 信仰関連 ・かつて行われていた道者・富士講信者による参詣、遥拝、水垢離、御師住宅での普及活動及び祈祷 ・今は使われなくなった麓の登山道、巡礼路、御神幸道 ・宿坊跡、石碑 ・かつての御師集団、御師集落 ・山宮御神幸
	■ 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜 1-7 西湖 1-8 精進湖 1-9 本栖湖 11. 山中湖 12. 河口湖 13~20. 忍野八海 21. 船津胎内樹型 22. 吉田胎内樹型 23. 人穴富士講遺跡 24. 白糸ノ滝 25. 三保松原	◆ 地上に表出している遺跡 (遺構・遺物) ■ 湖沼・湧水地 ・湖水、湖岸の地形、湧水 ■ 溶岩樹型・風穴 ・胎内・洞穴・風穴の地形・地質、信仰関連の建築物及び工作物 (船津胎内樹型)、碑塔群 (人穴富士講遺跡) ■ 滝 ・白糸ノ滝、信仰関連の石碑 ■ 海浜 ・マツの群生、砂浜の地形、御穂神社の境内・社殿、参道 (神の道) ◆ 地下に埋蔵されている遺跡 (遺構・遺物)	◆ その他 ・神聖な雰囲気・精神性		■ 信仰関連 ・石仏 ■ 芸術作品 ・「絹本着色富士曼荼羅図」	■ 信仰関連 ・今は使われなくなった巡礼路 ・かつて行われていた道者・富士講信者による水行、巡礼、富士講信者による参詣・修行、胎内潜り ■ 資料 ・巡礼案内図 ■ その他 ・三保松原における羽衣伝説
■ 芸術の源泉となった展望地点・展望景観 25 の構成資産全体 1-9 本栖湖 25. 三保松原	◆ 芸術に関する展望 ・中ノ倉峠を展望地点とする富士山への展望景観、展望地点周辺の景観 ・三保松原を展望地点とする海浜の松原越しの富士山への展望景観、展望地点周辺の景観		■ 芸術作品 ・「湖畔の春」 ・「富嶽三十六景」 ・「富士三十六景」 ・謡曲「羽衣」 など	■ 芸術作品 ・(C)以外の絵画・工芸品・写真など		

※34 の展望地点のうち 8 箇所は構成資産内、26 箇所は緩衝地帯にそれぞれ存在するが、各展望地点から富士山への展望景観及び各展望地点の周辺の景観はすべて OUV の保全に必要な要素である

OUV の属性	要素のグループ／要素	保全に必要な要素	変更の規模／影響		
			レベル 1【影響なし】 無視できる程度の変更／僅か	レベル 2【許容範囲】 小規模な変更／小さい	レベル 3【許容を超える】 大規模な変更／大きい
信仰の 対象 属性 1	<p>■ 馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道</p> <p>◆地上に表出している遺跡（遺構・遺物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士山域・山頂の信仰遺跡群 ・登山道 <p>◆地下に埋蔵されている遺跡（遺構・遺物）</p> <p>◆信仰に関する展望（遥拝）</p> <p>◆信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性</p>	36の定点観測地点のうち、中ノ倉峠及び三保松原を除く34の展望地点※からの富士山への展望景観、展望地点の周辺の景観	<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡への軽微な変更 ・信仰に関する展望（遥拝）への阻害がほとんど生じない変更 ・信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害がほとんど生じない変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡への小規模な変更 ・信仰に関する展望（遥拝）への阻害が少し生じる変更 ・信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害が少し生じる変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡の損壊又は保存状態の不安定化が生じる変更 ・信仰に関する展望（遥拝）への阻害が生じる変更 ・信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害が生じる変更
	<p>■ 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅</p> <p>◆地上に表出している遺跡（遺構・遺物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅間神社の境内・社殿群 ・御師住宅 <p>◆地下に埋蔵されている遺跡（遺構・遺物）</p> <p>◆信仰に関する展望（遥拝）</p> <p>◆信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡への軽微な変更 ・信仰に関する展望（遥拝）への阻害がほとんど生じない変更 ・信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害がほとんど生じない変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡への小規模な変更 ・信仰に関する展望（遥拝）への阻害が少し生じる変更 ・信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害が少し生じる変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡の損壊又は保存状態の不安定化が生じる変更 ・信仰に関する展望（遥拝）への阻害が生じる変更 ・信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害が生じる変更
	<p>■ 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹形・湖沼・湧水地・滝・海浜</p> <p>◆地上に表出している遺跡（遺構・遺物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖沼・湧水地 ・溶岩樹形・風穴 ・滝 ・海浜 <p>◆地下に埋蔵されている遺跡（遺構・遺物）</p> <p>◆神聖な雰囲気・精神性</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡への軽微な変更 ・神聖な雰囲気・精神性への阻害がほとんど生じない変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡への小規模な変更 ・神聖な雰囲気・精神性への阻害が少し生じる変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上・地下の遺跡の損壊又は保存状態の不安定化が生じる変更 ・神聖な雰囲気・精神性への阻害が生じる変更
芸術の 源泉 属性 2	<p>■ 芸術の源泉となった展望地点・展望景観</p> <p>◆芸術に関する展望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中ノ倉峠を展望地点とする富士山への展望景観、展望地点周辺の景観 ・三保松原を展望地点とする海浜の松原越しの富士山への展望景観、展望地点周辺の景観 		<ul style="list-style-type: none"> ・観測地点から富士山への景観、富士山域内の観測地点から構成資産及び緩衝地帯への景観、構成資産内の観測地点から構成資産内部又はその周辺地域との間の景観への阻害がほとんど生じない変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・観測地点から富士山への景観、富士山域内の観測地点から構成資産及び緩衝地帯への景観、構成資産内の観測地点から構成資産内部又はその周辺地域との間の景観への阻害が少し生じる変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・観測地点から富士山への景観、富士山域内の観測地点から構成資産及び緩衝地帯への景観、構成資産内の観測地点から構成資産内部又はその周辺地域との間の景観への阻害が生じる変更

※34の展望地点のうち8箇所は構成資産内、26箇所は緩衝地帯にそれぞれ存在するが、各展望地点から富士山への展望景観及び各展望地点の周辺の景観はすべてOUVの保全に必要な要素である

富士山有料道路(富士スバルライン) 位置図

